

障害者欠格条項をなくす会事務局長をしています、臼井と申します。聴覚障害者で、ご発言を文字通訳で把握しています。よろしくお願いします。

4 私たち、障害者欠格条項をなくす会は、1999年に発足した市民団体で、障害種別や障害の有無をこえて、障害者欠格条項の廃止を目標に活動しています。これまでに、法令などの調査に基づく政策提言等を重ねてきました。

直近の法令調査で、障害者欠格条項が急増している事態がわかり、これを受け、障害者欠格条項をなくしていこうという立場から、要請アピール案をもって呼びかけ、42団体、63名の個人から賛同を得て、先ごろ、このアピールを提出したところです。

本日は、このアピールに至った、障害者欠格条項の急増ということや、その背景、また障害者欠格条項に関わる課題について説明していきます。

4 (欠格条項とは)

はじめに、少し、そもそもの説明をしておきたいと思います。

欠格条項とは、「資格や免許をもつこと」、「ある行為をすること」の制限を、法律が決めているものです。年齢によるものや、刑罰を受けた経歴にかかわるものもあります。

5 (障害者にかかわる欠格条項とは)

障害者にかかわる欠格条項は、法律に「〇〇の機能の障害がある者には～の免許を与えないことがある」「心身の故障により～（免許や資格など）を取り消すことがある」などの条文が設けられています。例えば、

- ・医師、保育士、社会福祉士、運転などの免許をもつこと
- ・会社や団体の役員になること
- ・公務や公的な役職につくこと
- ・議会を傍聴すること
- ・公共施設を利用すること
- ・受験すること

など、幅広い法令に障害者欠格条項は見られ、こうした法制度によって、障害がある人の社会参画が阻まれています。

7-10 （欠格条項は今）

私たちの会では、これまでに、全ての法令を対象に、障害者に関わる欠格条項があるかを調査する、「法令調査」を行ってきました。

その結果、法令総数で見ると、2009年は483本、2016年は505本、そして2020年3月時点では661本の法令に障害者欠格条項があることがわかりました。

昨年2019年に、成年後見制度利用にかかわる欠格条項が一括削除されたということがあったのですが、それらの法律の大部分に「心身の故障」欠格条項が新設されたため、このように急増するという結果になりました。

「心身の故障」欠格条項を新設した129本の法律において、新たに160本以上の政省令で、「心身の故障」とは「精神の機能の障害」と規定されました。その結果、前回調査では75本だった「精神の機能の障害」欠格条項がある法令は、257本に急増しています。このままでは、法律の新設や改正のたびにコピーされて障害者にかかわる欠格条項が増え続けることとなります。

なお、「精神の機能の障害」とは、精神障害だけではなくて、知的障害なども含まれます。

約20年前に、医師法などにあった欠格条項の一括見直しが行われました。しかし、その際、「心身の障害」という文言で相対的欠格条項が残されました。そこに、2019年に新設された「心身の故障」欠格条項が加わり、「心身の障害」と「心身の故障」をあわせて、前回調査の283本から413本に増大したのです。

11-12

法令の事例をあげて説明します。

社会福祉士と介護福祉士を規定する法律には、2019年まで、成年被後見人等の欠格条項がありました。成年後見人等の欠格条項の一括見直しでこの規定は削除されたのです。しかし、これを削除すると同時に、「心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」に該当する者は、社会福祉士または介護福祉士となることができないという条文が設けられました。

そして、厚生労働省令はこれを、「精神の機能の障害により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定しました。

端的に言えば、この法律において「心身の故障」とは、「精神の機能の障害」をさすということです。

もうひとつの事例「特定非営利活動促進法」も同じパターンです。「精神の機能の障害」の欠格条項に該当すると役員になれない内容の条文が新設されました。

13 (なぜ要請アピールを?)

私たちは、これまでも、「できないからだめ」とする障害者欠格条項の発想から見直して、「どうすればできるようになるか」を考える法制度に転換しようと、取り組んできました。

そして、2001年に、障害を特定して受験も認めない、免許も与えないとしてきた絶対的欠格条項が改正されるという大きな節目がありました。しかし、その際、絶対的欠格条項はなくなったのですが、一方で、多くの法律に、「心身の障害」によって「免許を与えないことがある」という相対的欠格条項が残されました。

2001年の法改正後、さまざまな障害のある人が、多様な資格を取り、働いてきています。「精神の機能の障害」のある人も多数が免許や資格をもち、暮らし、働いてきました。

しかし、2001年の法改正の際に附則に定められた、改正後の再見直しが必要とされないまま、障害があることと免許や資格の許認可とを結びつけた欠格条項が残されました。その上に、昨年から新たに「心身の故障」欠格条項を設けて「精神の機能の障害」と規定する法律が急増しているのです。私たちは、こうした状況を強く危惧し、要請アピールを呼びかけました。

14 (アピールの三つの要請)

アピールは100を越えるご賛同をいただき、12月1日に確定、提出しました。

アピールの三項目が求めている内容は三点です。

- 1、法律をつくったり、改めるときに、欠格条項をふやさない。
- 2、欠格条項を改めて見直すという附則、いわば法律の宿題が20年前に決められ、その後、実行されていない。この宿題に着手し、今ある欠格条項を、考え

かたから見なおして、なくすようにしていく。

3は、代理後見制度から転換して、本人が必要としている支援を受けながら、どうしたいか、ふだんから決めていけるようにする。生活や人生を、誰かに勝手に決められることがないようにする。

ということです。

20 (アピールご賛同とメッセージ)

42 団体、63 名のご賛同をいただいております、賛同メッセージから紹介します。

- ・ 欠格条項を前に立ち尽くしている人は沢山いると思います。
- ・ 欠格条項の現実を知りませんでした。
- ・ 661 本も欠格条項があるなんてあまりに驚きです。
- ・ 病気や既往症を理由に門前払いをするのではなく、どうにかして、この人ができるようにする方法はないか考えるように世の中が変わってほしいと思っています。
- ・ 障壁のない社会作りを粘り強く進めることが、あとに続く人へのバトンをつなぐことになると思います。

21 (欠格条項はなぜ続いている?)

*今も、障害がある人の多くは、何かをしようとしたとき、「無理、危険に決まっている」と否定される経験をしているのではないのでしょうか？

*約 20 年前、欠格条項を設けている理由を官庁に聞きました。「障害があると、できない、危ない、ミスをする」と言われました。

*ほとんどの人は、幼い時から、障害のあるなしや、障害の違いで分けられています。学校や職場で肩を並べて何か一緒にすることは少なく、お互いに、見えない、知らない存在になっています。教育制度のありかたも、欠格条項による門前払いも、分け隔てられていることがあたりまえの社会を作ってきました。

*2001 年までの欠格条項は、「免許を与えない」など、あらかじめ門を閉ざしていました。早瀬さんのように声をあげた人がいて、世論が動き、いろいろな人が立場をこえて力を尽くし、一定の見直しがされてきました。

門はいちおう開き、試験に合格して障害だけを理由に免許交付を拒否される人は、ほぼいなくなりました。

ただ、その後も大部分の法律に、「免許を与えないことがある」などの欠格条項

が残されてきたうえに、今、法令に「心身の故障」「精神の機能の障害」欠格条項が急増していることは、「無理、危険に決まっている」とされるような根深い障害者観に、法律が根拠を与えてしまっていることです。そして、障害者にかかわる欠格条項があたりまえのように増えて続いていく悪循環を生みます。

ここで、もう少し経験事例を取り上げたいと思います。

17（無事故無違反なのに、運転免許をとりあげられた）

たにぐちさんは、半年間、運転免許証を取り上げられました。免許更新のときに精神障害者であると告げただけで、です。たにぐちさんと似た経験をした人も多いようです。

なぜこんな処分がされたのか？

道路交通法には、そううつ病などの病名をあげて、運転免許の不交付や保留・取消や停止ができる欠格条項があります。ただし「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作」にさしつかえそうな症状を呈している人に限るとされています。たにぐちさんにはあてはまらないことでした。

仕事にも生活にも、ふだんの買物や通院にも、自動車の運転は欠かせない状況です。精神の疾患がある人も多数の人が運転をしています。身体障害の人が一般にそうであるように、精神障害の人も、不調のときは運転しないなど、安全な運転に注意が払われています。

運転免許は、なぜ障害があつたら運転してはいけないのかと複数の裁判が起こされて、部分的ながら、欠格条項が見直されてきました。しかし今も多くの欠格条項があるうえに、たにぐちさんが受けたような処分は、今ある欠格条項からも逸脱しています。根本にある「障害があれば危険」などの見方から見直さなければならないことです。

18（試験に合格したが、免許がなかなか交付されなかった）

また、医師国家試験に合格したが、障害にかかわる審査があり、免許交付が2か月余り遅延して、その間、有資格者としての研修も就職活動もできなかったという経験事例もありました。

一般には、試験合格者が免許交付申請すれば、速やかに交付され、すぐに有資格者として研修や就職活動ができます。ところが、医師法の場合は「視覚、聴

覚、音声、言語、精神の機能の障害」がある人に「免許を与えないことがある」という欠格条項が今も残されているために、欠格条項に該当するかもしれないとされた場合、障害にかかわる審査があるのです。

19 免許の交付状況から

医師などの、「心身の障害」ゆえに「免許を与えないことがある」欠格条項が残されている免許について、厚労省が2014年から3年間の交付件数を出しました。試験に合格した人が交付申請した271件のうち、入院中で保留の1件を除き、270件が交付されています。障害だけを理由に免許交付されない人はほぼいなくなっていることがうかがえます。

交付件数の多い順で、上位8位は、

看護師, 92

きゅう師, 26

はり師, 26

言語聴覚士, 23

柔道整復師, 17

保健師, 17

あん摩マッサージ師, 15

医師, 13

上位8位も、271件全体でも、精神の機能の障害のある人が8割となっています。障害のある人が現場で働く実績も、それだけ積み重ねてきているのです。

20 (突然、仕事をクビになった)

成年後見人の欠格条項の見直しがなされた背景になる事件もご存じの方もいると思います。

自閉症と知的障害のある塩田さんという男性で、地元の市役所でパソコン入力などの仕事をしてきた方の事案です。

彼は、親が病に倒れて、成年後見制度に入ったとたん、仕事をクビになりました。公務員法の欠格条項で、成年被後見人または被保佐人となったときは失職すると決められていたためです。今、知的障害がある人は、国・地方公共団体だけで1914人が働くようになっています。塩田さんは、欠格条項がなければ、

変わりなく働き続けることができたはずで、裁判で欠格条項削除と復職を求めました。約 180 の法律に公務員法と同じような欠格条項がありました。

21 (成年後見制度と欠格条項)

成年後見制度は、お金の管理や社会契約が自分だけでは難しい人を、後見人が代理する制度で、代理後見制度ともいいます。

成年後見制度を利用すると、自動的に、欠格条項の対象とされてきました。

そのうち、参政権は、名兒耶さんの裁判がきっかけで回復されました。

さらに、塩田さんたちの裁判も背景に、約 180 本の法律から、資格や免許を認めてこなかった欠格条項が削除されました。しかし、それらの法律の大部分は、新しく「心身の故障」欠格条項を設けたのです。

成年後見人制度の利用を欠格条項の対象とすることはなくなった、と言えますが、同時に、「心身の故障」欠格条項を入れるということは、現行法、そして国際法の視点からみても、逆行したものです。

22 (国内の法律と政策)

障害者基本法・障害者差別解消法がかかげる共通目的は、「障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」です。欠格条項を残しては、共生する社会は実現できません。差別の禁止・社会的障壁の除去もかかげています。「法制度の障壁」も社会的障壁のひとつです。障害者差別解消法の基本方針にも、欠格条項について必要な見直しを検討する趣旨のことが書かれています。これらの実行が必要です。

23 (権利条約)

今、国連の障害者権利委員会で、障害者権利条約に照らして、日本政府からの報告が審査されています。

権利条約第 4 条は、批准した国の義務として「障害のある人に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること」と述べています。「第 12 条 法律の前にひとしく認められる権利」も関連が深いです。

24 わたしたちが訴えたいこと

- ・障害のある人が希望をもって学び、働くことを今も脅かしている欠格条項は、社会的損失です。
- ・批准した障害者権利条約と矛盾しているうえに、障害ゆえに分け隔てられることがない共生社会を目的にかかげている障害者基本法などの国内法からも、乖離しています。
- ・手立てをとらなければ、欠格条項は、既存法からのコピペによって、とめどなく増えます。
- ・「業務などを遂行できる」ことと「機能障害がある」こととは、切り離して考えましょう。
- ・欠格条項のありかたを改めて真摯に見直すという 20 年来の宿題に着手しましょう。
- ・現状をいかにしていくのか、障害者権利条約の履行のためにも立場をこえて取り組みましょう。

25 経験について募集しています

「したい仕事につくために必要な免許を交付されなかった」など、お心当たりのことがあるときは、どんなことでもけっこうですので、お知らせ下さい。個人情報厳守します。連絡先は障害者欠格条項をなくす会 事務局メールアドレスでお受けしています。

26 誰でも海へ。風を受けて走るヨットの写真です。

ボート・ヨット免許は、ほぼ障壁がなくなり、多くの方が楽しめるようになりました。かつては、国際大会に行っても、日本からは障害のある選手はきていなかったそうですが、国際大会にも出て行くようになりました。この写真を提供してくださった「ヨットエイドジャパン」は、「日本障害者セーリング協会」が現在の団体名です。法律や試験のありかたを変え、それだけではなく、免許講習のありかたやテキストも変える、バリアフリーな船をつくる、港も改造するというスケールの大きな取組をされてきました。

ぜひこのように、誰でも共に生きられる社会へ！